

源泉所得税及び復興特別所得税の加算税賦課決定通知書及び納税告知書

(所在地) 住所 (法人名) 氏名		税 目		本 税	円
		信託の名称		重 加 算 税	
		納期等の区分		加算税区分名称	
		徴 定 区 分		告 知 額 計	
		法 定 納 期 限	内訳は以下のとおりです。	延 滞 税	
	様 (御中)	納 期 限		本税等の内訳は以下のとおりです。	

国税収納命令官 税務署長	
-----------------	--

この通知により新たに納付すべき税額は、メッセージボックスに格納される「納付区分番号通知」より納付手続を進めることができます。

なお、その他の納付手続につきましては、国税庁ホームページをご確認ください。

《納付場所》日本銀行（本店・支店・代理店・歳入代理店（郵便局を含む。））又は当税務署（一定の場合、指定を受けたコンビニエンスストアに納付を委託できます。）

不服申立て等について

- 【不服申立てについて】
- ◎ この処分に対する不服があるときは、この通知を受けた日の翌日から起算して3月以内に、京 橋 税 務 署 長 に対して再調査の請求又は国税不服審判所長（提出先は、東京国税不服審判所首席国税審判官）に対して審査請求をすることができます。
- ◎ 再調査の請求（法定の再調査の請求期間経過後にされたものその他その請求が適法にされていないものを除きます。）についての決定があった場合において、当該決定を経た後の処分に対する不服があるときは、当該再調査の請求をした方は、再調査決定書の謄本の送達があった日の翌日から起算して1月以内に国税不服審判所長に対して審査請求をすることができます。
- 【取消しの訴えについて】
- ◎ 審査請求について裁判があった場合において、当該裁判を経た後の処分に対する不服があるときは、当該審査請求をした方は、裁判所に対して処分の取消しの訴え（以下「取消訴訟」といいます。）を提起することができます。
- ◎ 取消訴訟の被告とすべき者は国（代表者 法務大臣）となります。
- ◎ 取消訴訟は、裁判があったことを知った日の翌日から起算して6月を経過したとき又は当該裁判の日の翌日から起算して1年を経過したときは、提起することができません。
- ◎ 取消訴訟は、審査請求に対する裁判を経た後でなければ提起することができませんが、次のいずれかに該当するときは、審査請求に対する裁判を経ずに訴訟を提起することができます。
- （1）審査請求がされた日の翌日から起算して3月を経過しても裁判がないとき。
- （2）更正決定等の取消しを求める訴えを提起した方が、その訴訟の係属している間に当該更正決定等に係る国税の課税標準等又は税額等についてされた他の更正決定等の取消しを求めようとするとき。
- （3）審査請求についての裁判を経ることにより生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき、その他その裁判を経ないことにつき正当な理由があるとき。

[illegible]